

1 養育費確保の現状

平成18(2006)年段階において、離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、38.8%となっている。これ以外の世帯において養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多く(47.0%)、次いで「相手と関わりたくない」が23.7%、「取決めの交渉をしたが、まとまらなかった」が9.5%などとなっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が19.0%、受けたことがある者が16.0%、受けたことがない者が59.1%となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額42,008円となっている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」(平成18(2006)年))。

このように、養育費の確保は必ずしも十分とは言えない状況にあるが、母子家庭が経済的に自立し、その児童が健やかに成長するためには、母子家庭の母が養育費をその父親等から確保することが重要である。

平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正では、養育費の確保を推進するため、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親は養育費を確保できるよう努めるべきこと、国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきことが規定されており、法にのっとった取組を進める必要がある。

平成15(2003)年の民事執行法の改正により、養育費など扶養義務等に基づく定期金債権について、期限の到来した分が不履行となっている場合において、相手方の給料その他の継続的給付に係る債権を差し押さえるときには、将来の分についてもまとめて強制執行の手続きをとることが可能となった。さらに同改正により、給与等の差押え可能な範囲が4分の1から2分の1に拡大されたほか、平成16(2004)年の同法の改正により、養育費等の金銭債権についての強制執行について、直接強制の方法(相手方の財産から直接支払を受ける方法)のほか、間接強制の方法(相手方が履行しない場合には一定の制裁金を支払うよう命じて、心理的圧迫を通じて支払を確保する方法)によって行うことができることとされ、従前以上に養育費の履行確保に向けた環境整備が図られている。

2 養育費の手引きの作成等

離婚する父母等が養育費の取決めをするためには、いわゆる「養育費の額の相場」を知っておくことが重要であり、司法関係者が簡易迅速な養育費の算定方法を発表したことを受けて、平成15(2003)年3月に、これを母子家庭に対する相談業務等において活かすべく、地方公共団体に対し通知を発出して周知を図った。

また、養育費の取決め・確保を促進するため、平成16(2004)年3月には、上記養育費の算定方法や養育費を徴収するための手続等をまとめた「養育費の手引き」を作成し、相談業務等にお

いて活用されるよう地方公共団体等に配布した。

さらに、離婚届の提出時等における養育費の取決めの促進策として、平成17(2005)年8月には、離婚するときなどを捉えて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決書の作成を促すことを目的に「養育費に関するリーフレット」を作成し、市町村に配布した。

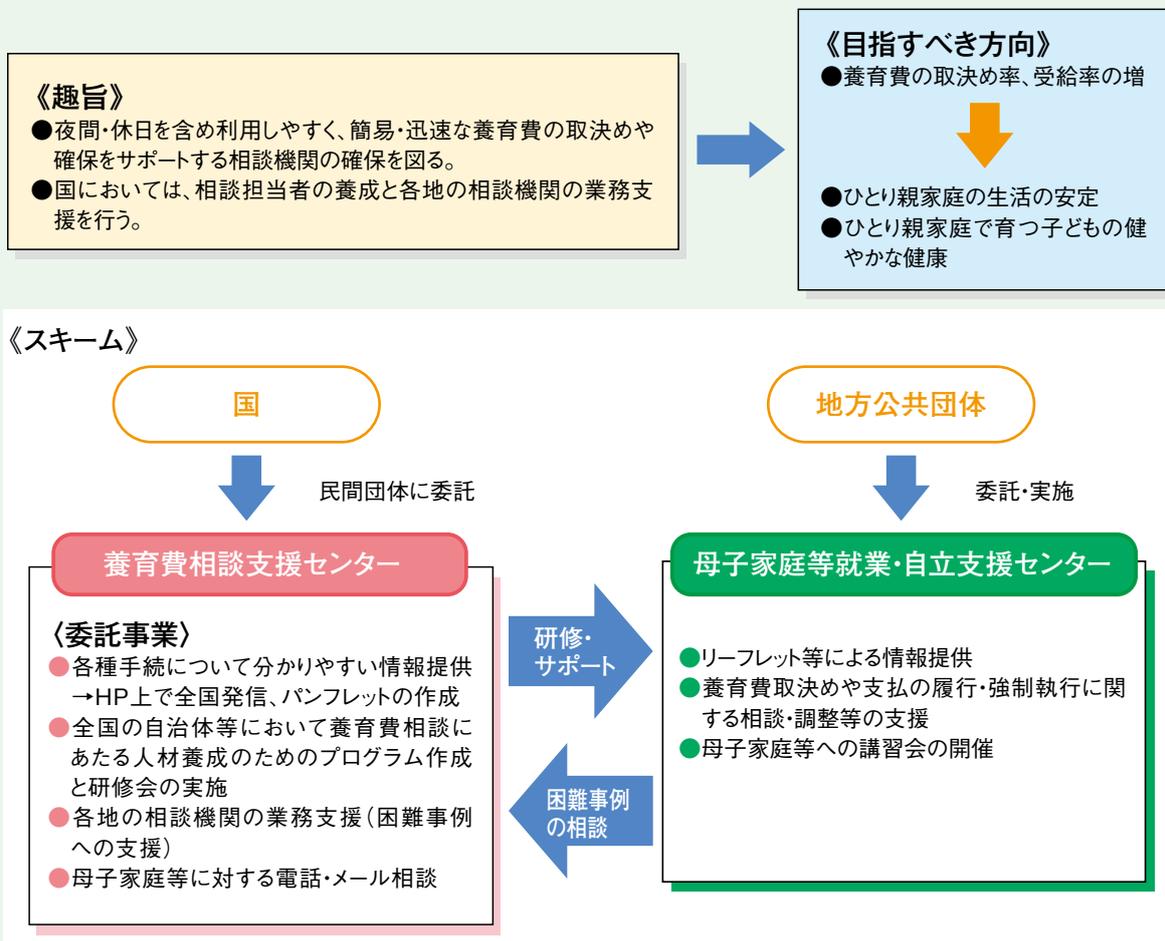
3 母子福祉資金貸付金の貸付け

母子福祉資金貸付金の1つである生活資金では、養育費の確保に係る裁判に要する費用について、123万6千円を限度として生活資金を一括して借りることができ、母子家庭の児童の養育費の確保の促進を図っている。

4 養育費相談支援センター事業の創設

母子家庭等の養育費の取得率の向上等を図るため、平成19(2007)年度に、養育費に関する情報提供、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けた困難事例への支援や、養育費相談に応じる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設した。(図表4-3-1)

図表4-3-1 養育費相談支援センターの設置について



コラム5

養育費相談支援センターの活動

「養育費相談支援センター」は、平成19(2007)年10月に開設し、厚生労働省の委託を受けた社団法人家庭問題情報センター（FPIC）が運営している。

センターは約10人の家裁調査官OBらによって構成されており、①養育費に関する電話・電子メールによる相談、②母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等に対する全国研修、③地方自治体等からの要請に応じた研修講師の派遣、④パンフレットの配布やホームページによる養育費関連情報の提供、広報活動を行っている。

平成19(2007)年10月から平成20(2008)年3月までにセンターが受けた相談件数は、電話によるものが1,116件、メールによるものが424件、合計1,540件となっており、相談者の内訳は、9割近くが母親本人又はその親族であり、父親側からの相談が1割程度となっている。また、離婚後のケースが全体の55%を占めており、他に婚姻中のケースが30%、婚姻外のケースが6%となっている。

離婚後の相談の半数以上は、父親の養育費の不払いに対するものであり、支払が滞る理由は様々だが、失業や自己破産、再婚による生活費の増加を理由にするものなどが目立っている。また、強制執行の手続を実行したいが、父親の住所や勤務先が分からないというケースも多い。一方、父親の側からの相談については、収入減を理由とした養育費の減額についてのものが目立っている。

離婚後も子に対する扶養義務があることを知らない親も多いことから、そのような相談に対しては、子の養育費の負担は扶養義務者としての責務であるということを理解してもらうよう努めている。また、養育費を支払う意欲を高めるような配慮を行うことも重要であることから、養育費を受け取る親に対して、写真を送ることなどで子の近況を知らせることを勧めるなどしている。

また、平成20(2008)年度についても、引き続き養育費に係る相談等を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員の育成・研修にも力を入れていくこととしている。

5 地方公共団体における相談

地方公共団体において、母子自立支援員等が母子家庭等からの養育費に関する相談に応じているほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、養育費等の問題を解決するため弁護士等を招いて行う特別相談事業や、平成19(2007)年度から、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決めや支払の履行・強制執行に関する相談や情報提供等を行っている。